

平成 26 年度 第 1 回中区協議会

会議資料

平成 26 年 4 月 22 日開催

中区協議会

(1) 協議事項

ア 会長及び副会長の選任について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第8条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、中区協議会会長及び副会長を選任する。

役職	氏名
会長	
副会長	

【参考】

◆浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（抜粋）

（区協議会の会長及び副会長）

第8条 区協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。

3 会長は、区協議会の事務を掌理し、区協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会長及び副会長の選任及び解任）

第9条 会長及び副会長は、区協議会委員の互選により定める。

以下略

◆中区協議会会議運営要綱（抜粋）

（会長及び副会長の互選の方法）

第2条 会長及び副会長の互選の方法は、協議会で協議して定める。

平成26年度 中区地域力向上事業（区民活動・文化振興事業、区課題解決事業）

No.	区分	事業名	事業目的	内容	予算
1	区民活動・文化振興	夏休みおたのしみ子ども演劇公演事業	身近な郷土の民話や歴史などを題材に公演することにより、郷土に愛情を感じ、郷土愛を育む。また、質の高い演劇に直接触れる機会を提供することにより、演劇の魅力を感じ、感じる力・表現する力・創造する力などを身に身につけ、文化的・創造的な人材育成の促進を図る。	【実施期間】平成26年10月～12月 【実施内容】「家康公」に関する題材を取り入れた演劇を、公募した小・中学生が劇団員の演技指導により10回程度指導を受け演劇公演（2回公演）を行なう。 【参加者】 演劇出演者：中区内在住小・中学生 20名 観劇者（2回公演）：中区内小学生親子及び放課後児童会会員 600名 【開催場所】練習会場：中区内協働センター（H25は南部協働センター） 公演会場：クリエート浜松を予定	合計：1,567千円 ・委託料：1,400千円 ・会場使用料：160千円 ・需要費（消耗品費） チラシ等作成費用：7千円
2	区民活動・文化振興	人形劇を活用した子ども育成事業	区内を拠点に活動する浜松市人形劇協会の経験豊かな人材資源を活用し、乳幼児向けの親しみやすい人形劇公演及びものづくり体験を開催し、区民の文化的・創造的な人材育成の促進を図るとともに、生涯学習活動の場を提供する。	①乳幼児向け人形劇体験講座 【実施期間】平成26年7月～8月 【実施内容】浜松市人形劇協会による人形劇の実演及び会員指導による人形製作体験（各会場1回） 【参加者】 親子各20組 【開催場所】中区内協働センター（東部・南部・中部）…他のセンターはH24・H25で実施済み ②成人向け人形劇製作養成講座 【実施期間】平成26年9月～10月 【実施内容】浜松市人形劇協会による人形劇の実演及び会員指導による人形製作・人形劇実演 【参加者】 20人 【開催場所】中区内協働センター（県居） (5回講座)	合計：100千円 ・委託料：90千円 ・会場使用料：10千円
3	区民活動・文化振興	中中でみんなのラジオ体操	ラジオ体操により区民の健康に対する意識を向上させ、健康寿命の延伸・生活の質の向上を図るとともに、地域世代間のコミュニケーションを促進する。	ラジオ体操のスペシャリストの講師を招き、健康づくりに関心のある区民を対象にラジオ体操の意義・効果についての講話と実演指導を行う講演会を開催する。 【実施期間】2月 【実施内容】ラジオ体操の意義・効果についての講演会の開催 【参加者】 中区民 【開催場所】浜松市楽器博物館	合計：600千円 ・需用費（印刷製本費） 開催チラシ・ポスター：150千円 ・委託料：350千円 ・会場使用料：100千円
4	区民活動・文化振興	親子家康勉強会	浜松城公園を会場に毎年開催されている「家康楽市」に合わせ親子勉強会を開催することで、より一層家康公についての理解を深め、同時に、シティブロモーションの推進を図る。	毎年秋季に開催される「家康楽市」に合わせ、親子家康勉強会を開催する。 【実施内容】①家康の散歩道散策、②ミニ家康公検定、③参加者へのグッズ配布 【参加者】小学校4年生～中学生の児童・生徒及びその親（45組・90人程度） 【実施時期】家康楽市開催日	合計：500千円 ・委託料：500千円
5	区課題解決	市街地交通事故ストップ作戦事業	交通事故多発地点と事故原因をPRすることにより、多発する交通事故の防止を図る。併せて、マナーの悪い高校生の自転車走行に対し、自転車ルール啓蒙を行う。	①交通事故多発交差点のPR 中区内の中心街の事故多発地点5ヶ所について、調査・分析し、紹介するハザードマップを作成する。また、市役所市民ロビーや協働センターまつり等のイベントにコーナーを設け、注意喚起を図るため、使用するパネル等を作成し交通事故防止のPRを行う。 ②高校生自転車マナー向上対策 中区内の全高校の在校生に対し、自転車走行ルールを楽しく紹介する内容の啓蒙を行なう。	合計：2,650千円 ・委託料：2,650千円
6	区課題解決	中区の施設スタンプラリー実施事業	小中学生を対象としたスタンプラリーを行うことで、実際に公共施設を利用してもらい認知度・利用率の向上を図る。	中区にある公共施設を小中学生に改めて知ってもらうことで中区への関心を高めると共に、今後の学習・教養の取得に役立ててもらう。 【実施期間】1～2週間（夏休み期間中など） 【実施内容】中区内の公共施設（図書館・美術館等）を回るスタンプラリーを実施し、一定数以上を回った子どもには景品をプレゼントする。	合計：870千円 ・委託料：870千円

平成26年度 中区地域力向上事業 助成事業 選考結果

No.	事業名/提案団体	事業概要	時期・場所等	補助額(円)	不採択理由
1	出世の街浜松 中区老舗のパワーワードに逢おう！事業 TIME WALK(タイムウォーク)	中区で30年以上経営している飲食店、食に関するお店の歴史や、食べ物に関する歴史の紹介 ・スマートフォンによって、お店の前に行く動画が現れ、店長が歴史を紹介 ・老舗の地図や行き方を冊子、ホームページで紹介 ・上記の事業紹介のチラシ作成	時期：4/1(火)～3/31(火)	不採択	スマホアプリを使う独自性は食文化の向上という趣旨で評価できるが、 ・特定の店舗の営利につながる、公費から補助をする公益性に欠ける点 ・50店もの応募が見込めるか、実現性に不安が残る点 ・本事業が地域コミュニティや安全安心な地域づくり、健康の向上につながるかが疑問な点から不採択
2	平成26年度「浜松食協まつり」 浜松市食品衛生協会	食品衛生の啓発を目的としたイベント ・「手洗い教室」を通じた食中毒予防の啓発 ・かつお土佐造りの講演及び試食会	時期：6/15(日) 場所：ソラモ	812,000	-
3	フタバアオイを育てる会 葵の会浜松	徳川家の家紋「三つ葉葵」のデザイン元とされる京都・上賀茂神社の「二葉葵」の生育を通じ、子どもたちに歴史や文化に親しんでもらう。 ・上賀茂神社の二葉葵の苗を市内の小中学校に寄贈し、栽培してもらう。 ・浜松城公園内での植栽(葵イONS'クラフ) ・育てた二葉葵を翌年の「葵祭」で使用	・時期：6月ころ～3/31(火) ・会場：フタバアオイの贈呈式：浜松城公園 市内の小中学校 ほか	不採択	企画の趣旨は理解できるが、対象が一部の学校に限定され、中区の地域力向上事業としての公益性に欠ける点と、事業の効果が広く中區民に及ぶかが不透明な点から不採択
4	たかおかフェスティバル開催事業 たかおかフェスティバル実行委員会	高丘地区のメインストリートでのパレード形式でのイベント ・地元小・中学校の演奏、気賀高プラスチックバンドの演奏 ・よさこい踊り、九重太鼓、大道芸 ほか	時期：5/4(日) 場所：高丘東四丁目交差点から高丘西二丁目交差点まで ※H24・H25採用事業(補助率25%)	335,000	-
5	くすりと健康フェスタ (一社)浜松市薬剤師会	一般市民を対象とした薬物乱用防止や健康に関する啓発イベントの実施 ・薬と健康の相談コーナー(肺年齢・骨密度などの測定) ・お薬手帳の啓発 ・飲料水の検査など	時期：11/9(日) 場所：ソラモ ※H24・H25採用事業(補助率25%)	375,000	-
6	「遠州の偉人と報徳の精神(こころ)展」 同実行委員会	報徳運動の先人たち(金原明善、松島十湖、鈴木藤三郎、大木随處)の肖像画や書画、報徳関連資料の展示 ・中区田町で開催することによる中心市街地のにぎわいづくり	時期：6/14(土)・6/22(日) 場所：しずぎんギャラリー四季(田町)	不採択	企画の趣旨は理解できるが、ターゲットとする若年層へのPR方法が効果的とはいえず、中心市街地の賑わい創出につながるか不明であり、中区の地域力向上事業として補助する公益性に欠けることから不採択
計	6件(採択3・不採択3)			1,522,000	／予算額4,400,000円

区協議会の役割



平成26年4月
浜松市 中区

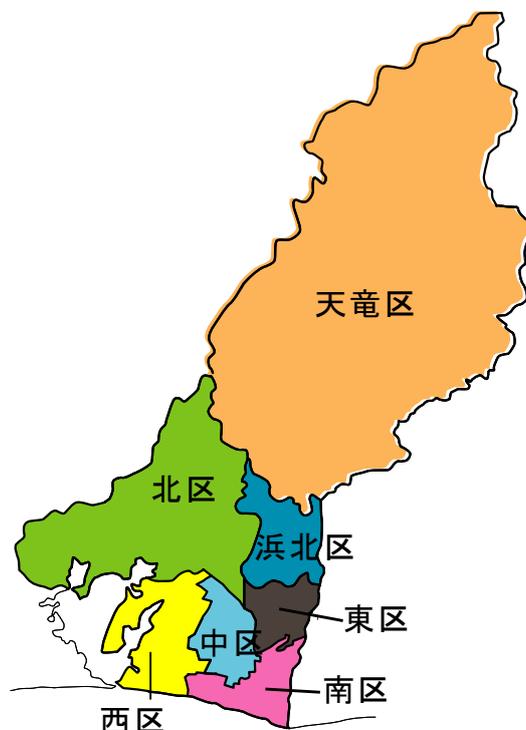
1 区協議会の目的

区協議会は、地域を支える人々や地域に根ざした諸団体の主体的な参画により、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進することで、住民自治の充実を図るために設置するものです。

2 設置状況

(1) 区協議会委員定数

区協議会名	定数
中区協議会	20 人以内
東区協議会	20 人以内
西区協議会	25 人以内
南区協議会	20 人以内
北区協議会	25 人以内
浜北区協議会	20 人以内
天竜区協議会	25 人以内



3 委員の任期等

(1) 委員の任期及び再任回数

任 期 2年間（平成26年4月1日～平成28年3月31日）

再任回数 1回限り

※失職

区協議会委員は、「当該区の区域内に住所を有する者」とされています。このため、当該区外へ住所を変更した日から、委員としての資格を失います。

(2) 報酬

区協議会委員が区協議会等の会議（通常の日協議会の会議、区協議会会長会議）に出席したときは、1日につき5,000円の報酬を支給します。また、区協議会会長が会長職として会議に出席した場合は1日につき6,000円の報酬を支給します。

(3) 公務災害補償

区協議会委員は、非常勤の職員であるため、公務上において災害等を受けた場合は、条例で定める公務災害補償が適用されます。

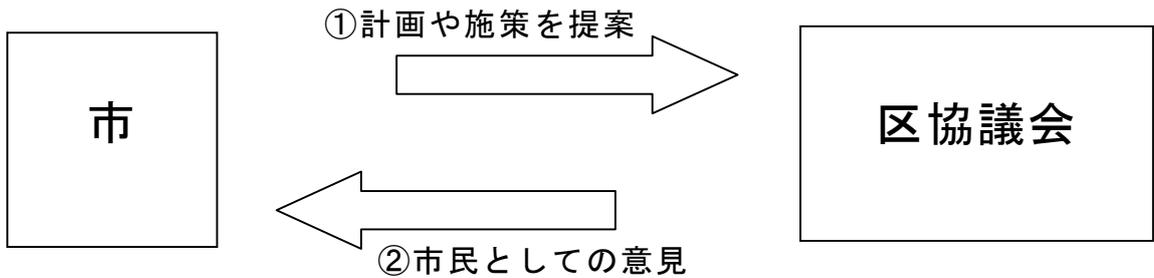
4 区協議会の役割

(1) 市が提案する議題に対し、市民としての意見を述べる役割

市から提案される議題は、地域の住民の生活に対しての密接度や影響度を勘案し、諮問・協議・報告に分かれています。

市からの諮問・協議に、市民としての意見を答申したり、協議のなかで述べたりします。

また、区協議会で必要と認めるものについて、審議し、建議・要望を行います。



①諮問・協議・報告

ア 諮問事項

当該区を対象とした、住民の生活に影響が大きい制度の新設あるいは、変更などについて諮問します。

イ 協議事項

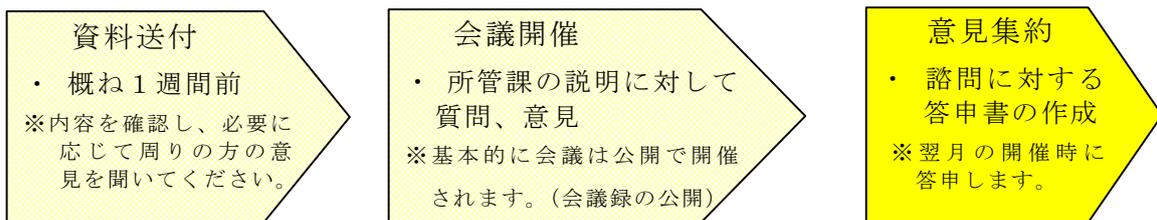
広く市民の意見を聴取するため、計画や事業について説明し、委員の意見を伺います。

また、パブリックコメントなどの意見募集とともに行われる場合があります。

ウ 報告事項

市が取組む事業などに関する情報を提供します。

◇流れ◇（諮問事項の場合）



※ 協議事項・報告事項の流れは、②会議開催までとなります。

②答申・建議・要望

ア 答申

区協議会は、諮問に対して、市民として生活しているなかで感じる意見や所属する団体の活動のなかで感じる意見などを述べ、内容について審議し、意見を集約したうえで、諮問内容に対して答申します。

イ 建議・要望

地域課題を解決していく中で、区協議会が市との協働や市が行うべきことなどを要請する場合があります。

(2) 「地域における市民協働の要」としての役割

第2次浜松市総合計画では区協議会を区役所の「市民協働による重要なパートナー」と位置づけており、市民協働の要としての役割を期待しています。

区協議会を通して、市民と区役所が協働し、地域の潜在力を十分に発揮することで魅力あるまちづくりを目指します。

市民協働とは

市民、市民活動団体、事業者、市が、考え方や行動が違っていても、それぞれの特性を生かしながら、共通の課題や目標を達成するため、さまざまな観点や形態で取り組むことをいいます。

目標が同じであっても、市とは違った立場や考えのもとで活動することもあります。

また、市民協働を推進するために、浜松市市民協働推進条例で基本理念を次のように定めています。

【基本理念】

- ・ 市民、市民活動団体、事業者及び市が、それぞれの役割と責務を理解し、互いが対等なパートナーであることを認識するとともに、互いに協力し、及び支援し合うこと。
- ・ 市民、市民活動団体、事業者及び市が、互いの自主性及び主体性を尊重し、多様な協働の形態により行われること。
- ・ 市民、市民活動団体、事業者及び市が、公正性や透明性を確保し、互いの情報を共有し合うことにより、相互の参加と参画が図られること。

市民協働が求められる背景

ア 市民ニーズや社会的課題の多様化、複雑化

多様化、複雑化する市民ニーズや社会的課題に行政がすべて対応することは容易ではありません。そのため、当事者としての市民、専門性や機動性、柔軟性を持つ地域の諸団体といった多様な主体の協力が不可欠です。

イ 市民活動の多様化

これまで市民活動というと、自治会などの地縁団体による地域コミュニティ活動が中心でしたが、近年ではそれに加え、NPO法人やボランティア団体など、様々な市民活動の担い手が増加しています。また、そのサービスの有用性も認められてきており、活動分野においても多様化しています。

ウ 地方分権の進展

これまで国が行ってきた様々な事務や権限が地方へ移譲されてきており、地方自治体が自らの責任のもとでまちづくりを進めていくということが強く求められています。そこには、市民の役割（自助）、地域の役割（共助）、行政の役割（公助）をそれぞれ発揮し、まちづくりを進めていく必要があります。

エ 市民が主体となったまちづくり

市民が望むまちづくりを実現するためには、市民や地域の諸団体が主体的に活動をし、市民と行政が対等なパートナーとして、共に考え行動することが必要です。

また、市民自ら地域の身近な課題の解決に向けて行動し、地縁団体はもちろん、NPO法人などの市民活動団体や事業者など、多様な主体とも協働していくことも必要です。

具体的な活動内容

区協議会は、区内における主たる公共的団体の代表者や学識経験者、公募委員など、中区内の各界各層から選出された委員で構成されています。

そこで、各委員は、所属団体や地域が抱える課題を日々の活動の中で把握し、区協議会で発表します。区協議会では、出された地域課題について協議をし、次の方法により適切な解決方策について検討を行います。このように、区協議会が地域ネットワークのコーディネーター役となって、地域課題の解決に対応することが、「市民協働の要」と呼ばれる所以です。

●課題の分類

委員から出された課題を「地域で解決できること」、「他の団体や行政と協働で解決すべきこと」、「行政で解決すべきこと」に分類し、誰が行うのが効率的で地域にとって効果的な解決になるかを判断し、優先順位をつけます。

●分類に応じた対応

ア 地域で解決

課題を把握した委員が持ち帰り、所属団体等へ区協議会の検討結果を伝え、団体や地域で具体的な解決策を検討します。

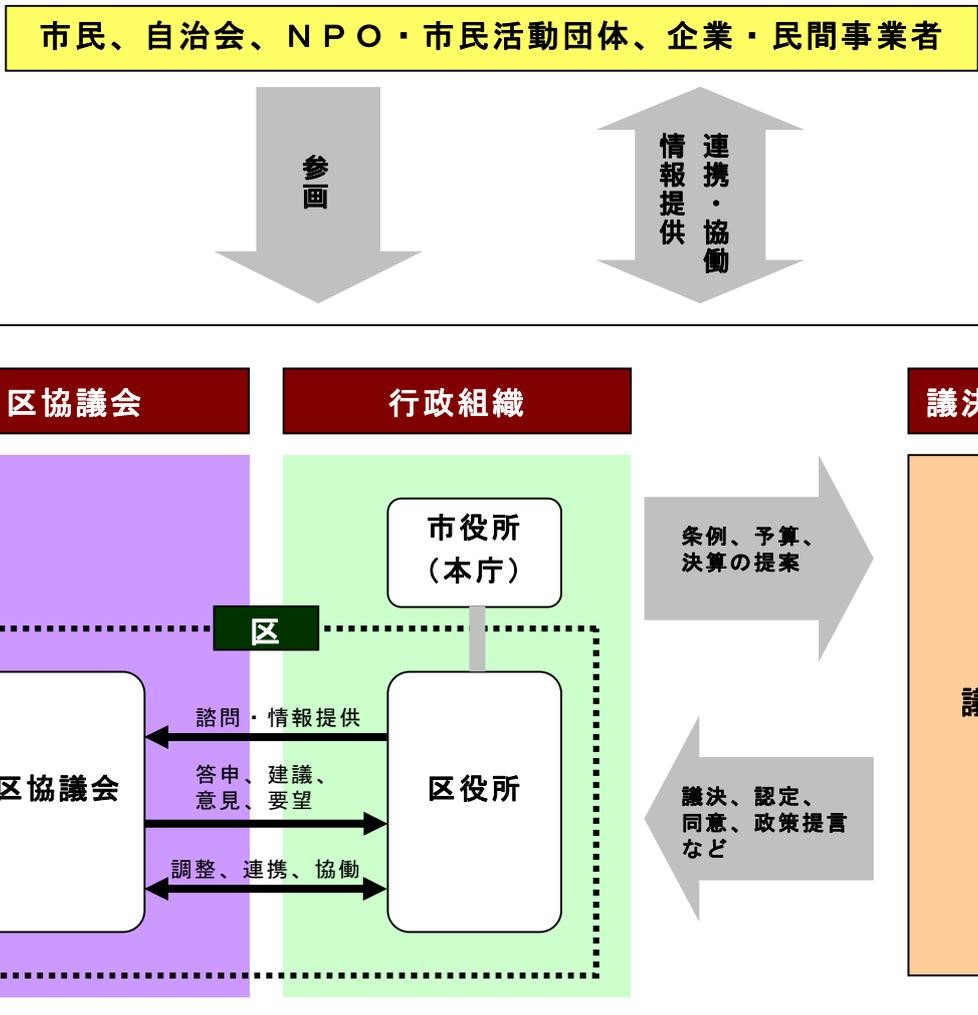
イ 他の団体や行政と協働で解決

まずは区協議会委員の所属する団体内同士の協力や行政との協働による解決を模索します。適当な団体等が見当たらない場合には、市民協働センターに取り次ぐなどのパイプ役を務めます。

ウ 行政で解決

区役所を通じて関係部署に要望などを行います。その方策としては、「建議・要望」が考えられますが、その場合には、区協議会の総意として提出する必要があります。

<区協議会と議会等との関係整理イメージ図>



5 中区協議会の運営

(1) 開催頻度

◆事務局案

⇒原則、偶数月の隔月開催

※突発的な議事に対応するため、開催日程は毎月決定し、毎月10日を目安に開催の有無を通知する。

【開催実績】

H25=11回、H24=13回、H23=12回、H22=9回、H21=10回

◆考え方

①協議案件の減少

政令市移行から7年が経過し、合併時から懸案となっていた事務事業のすり合わせが一段落し、区協議会への諮問・協議・報告案件が減少した。

H19：45件 ⇒ H25：20件

②効率的な協議会運営

平成21年度から、試行的に隔月開催で進めたが、特段問題は発生していない。

③奇数月の開催

協議会に諮問された場合、翌月末が答申期限となる場合が多いため、翌月も開催が必要になる。また、突発的に協議事項が発生した場合や、委員からの申し出があれば、奇数月であっても開催する。

(2) 開催日程

◆事務局案

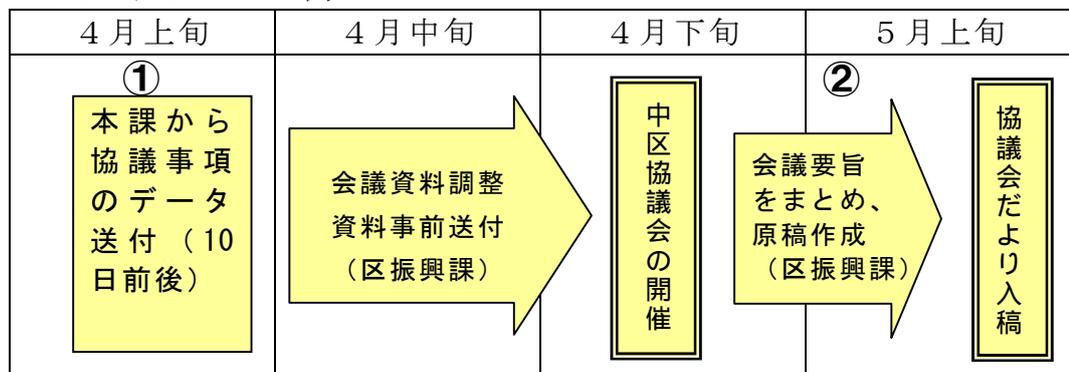
⇒25日前後の平日・午後1時30分から2時間程度

◆考え方

①会議資料調整期間の確保（本庁からのデータ到着が10日前後）

②協議会だより作成期間の確保（翌月10日頃入稿）

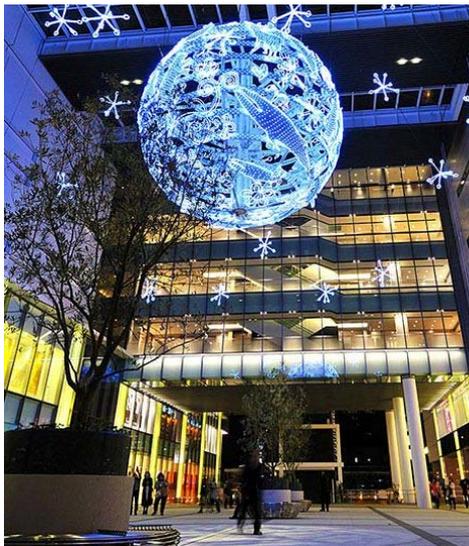
※スケジュール例





区政運営方針 2014

「都市の顔 薫る文化の 中区」を目指して



平成26年4月 浜松市中区

区政運営方針とは？

中区区政運営方針は、中区の基本的な考え方や、今年度、中区が取り組むべき施策を区民の皆さまに示し、共通の理解を得ようとするものです。この方針を策定することにより、浜松市の都市経営の指針である「第2次浜松市総合計画」に掲げた中区の将来像「都市の顔 薫る文化の 中区」の実現に向け、都心のにぎわいと歴史や文化の薫りを感じるまちを目指します。また、中区役所は、身近で日常的な総合行政サービスを提供し、市民協働を通じて、区民の皆さまが主体であるまちづくりを進める拠点としての使命と役割を果たしてまいります。

平成 26 年度の基本方針

中区役所では、全職員が一丸となって「市民目線・市民基準」、「現場主義」をモットーに区政運営を行っています。今後も引き続き区民の皆さまに満足され、活用される区役所を目指し、特に次の2点を基本方針として掲げ、さまざまな事業に取り組んでまいります。

●区民の皆さまに親しまれ信頼される区役所づくりを実現します

区民の皆さまの意見を十分に反映し、質の高い行政サービスを提供することで市民満足度を高めます。

●区民の皆さまが安心して暮らせるまちづくりを推進します

地域の防犯力・防災力・安全性を高め、区民の皆さまとの協働により「安全・安心なまち・中区」を実現していきます。

平成 26 年度の重点的な取り組みの柱

- 1 にぎわいと文化を育むまち・中区
- 2 共生のところで優しさあふれるまち・中区
- 3 安心して快適に暮らせるまち・中区

1 にぎわいと文化を育むまち・中区

区協議会の運営 【区振興課】

毎月1回程度開催します

住みよい中区づくりの実現のため、区民の皆さまの声を踏まえた活発な議論や提案に基づき、区民の意向を的確に区政に反映していきます。平成26年度は毎月1回程度の開催により、区や市の事務に関する審議等を行い、その概要を広報はままつやホームページで「区協議会だより」としてお知らせします。また、広い視野で中区の地域課題について協議するため、市内現地視察や他区協議会との意見交換などに取り組みます。

自治会集会所整備への助成 【区振興課】

5自治会（新築3・改築2）へ助成します

地域住民の福祉の向上及びコミュニティづくりに寄与するため、誰もが安全かつ円滑に利用できる自治会集会所の新築・改築等に対し、補助金を交付します。

地域力向上事業の実施 【区振興課ほか】

市民協働の理念のもと地域課題の解決により、地域力を向上し、住みよい地域社会を実現します

地域の課題を解決したり、地域の魅力を活用したりすることで、住みよい地域社会を実現するため、市民からの提案等に基づいた事業を実施します。助成事業、区民活動・文化振興事業、区課題解決事業の3つの区分により、市民協働の観点から市民活動団体などの自主的な活動を支援していきます。

文化・スポーツ施設を活用した生きがいがづくり 【まちづくり推進課】

協働センター等の利用と事業への参加を促進し、区内協働センターの使用率の向上に努めます

協働センターの貸館利用や講座への参加を促進し、「学び」を通じた楽しみや生きがいがづくりを進めるとともに、地域のさまざまな団体の活動を支援し協働する場として、地域づくりの拠点の役割を担います。また、クリエート浜松や北部水泳場などの施設では、指定管理者の創意工夫による自主事業の展開を奨励し、魅力ある文化・スポーツ施設の運営に努めます。



平成 25 年度地域力向上事業「区課題解決事業」
健康づくりボランティア組織活性化事業



中区協議会で実施した市内現地視察

2 共生のところで優しさあふれるまち・中区

★ 保育サービスの充実 【社会福祉課】

通年で実施します

「保育サービス相談員」を配置することにより、保育所利用希望者に認可保育所の空き状況や認可外施設の保育メニュー等の情報提供を行い、保育サービスの充実を図ります。また、働く意欲のある母親を支援するため、子育て全般の相談に応じます。

★ 高齢者福祉の推進と介護保険事業の円滑な運営 【長寿保険課】

通年で実施します

地域での人間関係が希薄化する中で、日常生活に不安を抱える高齢者や孤立した高齢者が増えているため、地域の様々な社会資源と連携して「はままつあんしんネットワーク」による高齢者の見守り・支援体制の整備を目指します。また、65歳以上の元気な高齢者の社会参加を促すため、介護ボランティアの登録者に活動時間に応じて換金・寄付できるポイントを与える「ささえあいポイント事業」を実施します。

★ 健康はままつ21の推進 【健康づくり課】

通年で実施します

健康はままつ21の3つの目標「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「子どもの健やかな成長」の実現のため、赤ちゃんから高齢者までを対象に、地域保健事業・母子保健事業の充実を図ります。平成26年度は「防煙教室」「ママのための元気アップセミナー」「歯と食の元気アップ教室」を新たに実施し、若い世代の生活習慣病予防に取り組みます。

ユニバーサルデザイン啓発事業 【区振興課】

通年で実施します

誰もが暮らしやすいまちをつくるユニバーサルデザインの考え方や取り組みについて、出前講座などを通じて啓発に取り組みます。



赤ちゃんのための離乳食教室



ユニバーサルデザイン啓発の出前講座

3 安心して快適に暮らせるまち・中区

★ 防災意識啓発事業 【区振興課】

防災出前講座や防災意識啓発イベントを実施します

中区民に対し、「自助」「共助」を主とした防災出前講座や啓発イベントを行い、地域の防災力を強化するとともに、中区版避難行動計画の活用を促進します。

自主防災隊への助成 【区振興課】

中区内の141自主防災隊に助成します

地域の防災力を強化するため、自主防災隊が行う資機材の購入や防災倉庫を新設・増設・修繕する経費の一部を助成し、自主防災隊活動の活性化を図ります。

防犯灯の設置や維持管理への助成 【区振興課】

LED化3,093灯、新規設置240灯

夜間の犯罪の防止や交通安全を図るため、防犯灯を設置、維持管理する中区内の自治会に対して、設置費、電気料や補修費を助成します。なお、省エネルギー化及びCO₂の削減と維持管理費節減のため、平成25年度から防犯灯のLED化を促進しています。

行政連絡文書の配布 【区振興課】

毎月、広報はままつなどを届けます

自治会を通じて、広報はままつなどの地域住民に密接な市政情報紙を配布・回覧します。併せて、配布の過程における隣人や住民同士の触れ合いにより、地域コミュニティの形成、維持を図ります。

証明書自動交付機の利用促進 【区民生活課】

自動交付機利用件数 年間95,000件／中区分

証明書交付時間の延長（平日の時間外、土日、祝日）や手続きの簡略化、窓口の混雑緩和、待ち時間の短縮化など市民サービスの向上を図るために、自動交付機を中区役所と北部市民サービスセンター、遠鉄百貨店地下1階連絡通路に設置しています。自動交付機による証明書交付サービスの利便性をご案内し、利用登録者数及び利用件数のさらなる増加を目指します。

地域コミュニティ活動・市民協働の推進 【区振興課・まちづくり推進課】

通年で実施します

住民自治の充実や市民協働の促進を図り、住みよい地域づくりを進めるため、区役所及び協働センターにコミュニティ担当職員を置き、市民協働・コミュニティづくりについての啓発や相談に対するアドバイスを行います。また、地域コミュニティ組織の設立・運営に係る支援を行い、自治会、NPOなどの地域活動団体を支えます。

交通安全の推進 【まちづくり推進課】

随時実施します

交通安全を推進するため、子どもと高齢者の事故防止、飲酒運転の根絶、自転車マナーの向上などについて啓発活動を行います。

1 にぎわいと文化を育むまち・中区

実績と進捗状況の評価



左記の評価理由

- ・ 区協議会を 11 回開催し、中区における各界各層の意見を区政に反映し、課題解決の一助となっています。
- ・ 自治会集会所は目標どおり 6 自治会に助成し、地域住民のコミュニティづくりに寄与しました。
- ・ 地域力向上事業は、助成事業 9 件の提案に対し 8 件を採択し、各団体が中区の地域課題の解決のために、主体的に取り組みました。区課題解決事業では、交通事故防止のための啓発事業を実施し、安全安心な社会の実現に努めました。また、区民活動・文化振興事業として、人形劇を活用した子ども育成事業や夏休みお楽しみ子ども演劇事業を実施し、中区の魅力的な情報の発信によるアイデンティティの確立と文化の振興・発展に寄与しました。
- ・ 協働センターブログ等の活用により講座等への参加者数の増加や使用率の向上に努め、協働センターを拠点として、生涯学習と地域コミュニティ形成を推進しました。

2 共生のところで優しさあふれるまち・中区

実績と進捗状況の評価



左記の評価理由

- ・ 浜松市地域福祉計画についての出前講座の活用及びボランティア養成講座を開催し、地域福祉活動への参加促進と人材育成に努めました。
- ・ 災害時高齢者等生活支援として、日本赤十字社静岡県支部の協力を得て、講習会を 3 箇所の地区社会福祉協議会で開催しました。
- ・ 保育所入所申込者に認証保育所利用者補助金制度を周知するなど保育サービスの充実を図りました。
- ・ 中央地区あんしんネットワーク協議会・富塚西和地区まちづくり推進協議会にモデル事業として、高齢者が住みなれた地域や家庭で安心して生活ができるよう見守る「あんしんネットワーク事業」を地域力向上事業により実施しました。
- ・ 健康はままつ 21 の 3 つの目標「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「子どもの健やかな成長」の実現に向け、保健師等が、健康相談、家庭訪問等の地域保健活動を行い、若い世代から高齢者までの生活習慣病の予防に取り組みました。
- ・ 妊婦個別相談、妊産婦乳幼児家庭訪問、親子すこやか相談等の事業の充実を図り、乳幼児の健やかな成長発達への支援、保護者の健康増進や育児の支援等に取り組みました。

3 安心して快適に暮らせるまち・中区

実績と進捗状況の評価



左記の評価理由

- ・ 区版避難行動計画実践のための防災啓発事業として「わが身を守ろう！減災力UP講座」を 10 回開催し、災害時に対する備えの啓発を行いました。
- ・ 中区内 141 の自主防災隊のうち、125 隊に対し防災資機材購入に係る助成、13 隊に対し防災倉庫の新設・増設・修繕に係る補助を行い、地域防災力の強化を図りました。
- ・ 防犯灯のLED化に取り組み 3,498 灯に対する助成を行いました。また、16,019 灯の電気料及び補修費の補助を行い、夜間における犯罪防止と交通安全を図りました。
- ・ 自治会を通じて、広報はままつをはじめチラシ、ポスター、物品等の配布、回覧、掲示などを行い市からの情報や物品を円滑に住民に周知、配達しました。
- ・ 証明書自動交付機利用登録を積極的に勧めた結果、利用件数が概ね 90,000 件と、前年を大きく上回る結果となりました。



目標より進んでいる



目標どおり



目標より遅れている

区民の皆さまとの約束（各課の取り組み姿勢）

課 名	各 課 の 目 標	目 標 水 準 ・ 達 成 時 期
区振興課	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 区民の皆さまに身近な行政情報の提供をはじめ、中区の人材や財産の掘り起こしに努め、より地域に密着した情報の発信に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ★中区固有の情報を広報はままつの中区民のページで発信します。（毎月5日発行） ★地域力向上事業を活用し、中区の課題解決を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 統計情報をはじめとする区政の情報公開を行い、開かれた区政を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ★随時実施します。
	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 自主防災隊との連絡を密にし、地域の防災対策を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ★総合・地域防災訓練など自主防災隊の行う活動を支援します。
	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 区役所職員の資質を向上させ、区役所業務が円滑に進むように努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ★公務員倫理や救命救急などの職員研修を全中区職員の受講を目標に実施します。
区民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 区民の皆さまの「身近な窓口」として、各種届出や証明書交付などで適正・迅速・丁寧な対応に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ★窓口サービスに対する市民の満足度（「市民への約束」評価点）4.5点を目指します。
まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 全協働センターで地域団体等と連携して協働事業に取り組むとともに、中区協働センター通信等の活用により各種事業の情報発信に努めます。あわせて、生涯学習や文化、スポーツの振興を図り、学びを通じて楽しみや生きがいを持てる市民の広がりを目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ★随時実施します。
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 障がいのある人など、誰もが住み慣れたまちや家庭で安心して暮らしていける明るいまちづくりを目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ★通年で実施します。
	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 「こども第一主義」の下、保育サービスの充実や子育て家庭及び母子家庭等への支援、児童の健全育成に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ★通年で実施します。
長寿保険課	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 区民の皆さまの立場に立って、わかりやすく、親切で丁寧な窓口対応に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ★市民の満足度（「市民への約束」評価点）4.4点を目指します。
	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 国民健康保険事業及び介護保険事業の健全で安定した運営を図るため、保険料の収納率の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ★通年で実施します。
健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 区民の皆さまが心身ともに健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康の保持増進に関する情報の提供やきめ細かな保健サービスの提供に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ★通年で実施します。

平成 26 年度の区の経営に要する資源

中区の組織

平成 25 年度	⇒	平成 26 年度
区振興課 広聴広報、自治振興、区協議会、人事、給与、厚生、予算、決算、会計、統計、文書、情報公開、防災対策、普通財産の管理、区内の総合調整、選挙		区振興課 広聴広報、自治振興、区協議会、人事、厚生、予算、決算、統計、文書、情報公開、住居表示、防災対策、普通財産の管理、区内の総合調整、選挙等
区民生活課 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、パスポートなどの市民窓口業務等		区民生活課 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、パスポートなどの市民窓口業務等
まちづくり推進課 文化・スポーツ・生涯学習の推進、協働センター、環境美化、交通安全、産業振興に係る受付等		まちづくり推進課 文化・スポーツ・生涯学習の推進、協働センター、環境美化、交通安全、産業振興に係る受付等
社会福祉課 地域福祉、生活保護、障害福祉、児童福祉、保育、母子福祉、児童相談、女性相談等		社会福祉課 地域福祉、生活保護、障害福祉、児童福祉、保育、母子福祉、児童相談、女性相談等
長寿保険課 高齢者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金等		長寿保険課 高齢者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金等
健康づくり課 地域保健活動、母子保健、予防接種、栄養事業、がん検診等		健康づくり課 地域保健活動、母子保健、予防接種、栄養事業、がん検診等

◆職員数(人)

中区職員	H25 年度	H26 年度
計	450	461
区長等	2	2
区振興課	24	26
区民生活課	101	102
まちづくり推進課	85	89
社会福祉課	134	132
長寿保険課	76	78
健康づくり課	28	32

H25 年度職員数－H25. 4. 1 現在、H26 年度－H26. 4. 1 現在（当初予算ベース）

◆予算規模(千円)

	H25 年度		H26 年度		
	区役所費	本庁からの 配当	区役所費	本庁からの 配当	
事業費計	393,401	11,401,138	416,069	10,596,658	
一般会計	393,401	11,019,529	416,069	10,218,836	
特別会計	国民健康保険事業特別会計	—	5,318	—	5,148
	介護保険事業特別会計	—	373,933	—	370,316
	後期高齢者医療事業特別会計	—	2,358	—	2,358

	H25 年度		H26 年度	
	職員数	金額	職員数	金額
人件費計	450	2,450,400	461	2,470,800
正規職員(職員数×8,000 千円)	230	1,840,000	228	1,824,000
再任用職員(職員数×2,600 千円)	28	72,800	28	72,800
非常勤職員(職員数×2,800 千円)	192	537,600	205	574,000

*再任用職員 ⇒ 再任用短時間勤務職員
H25 年度—H25 当初予算額、H26 年度—H26 当初予算額

各区の状況



区の人口、面積

項目	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
人口 (人)	240,429	129,670	113,908	104,131	94,954	96,012	32,626	811,730
	29.6%	16.0%	14.0%	12.9%	11.7%	11.8%	4.0%	100.0%
面積 (k m ²)	44.23	46.29	114.40	47.02	295.59	66.51	944.00	1,558.04
	2.8%	3.0%	7.3%	3.0%	19.0%	4.3%	60.6%	100.0%
人口 密度	5,435.9 人/k m ²	2,801.3 人/k m ²	995.7 人/k m ²	2,214.6 人/k m ²	321.2 人/k m ²	1,443.6 人/k m ²	34.6 人/k m ²	521.0 人/k m ²

※「人口」は、住民登録者数(H26. 3. 1 現在)

※「面積」は、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(H22. 3. 16 公表面積)

中区役所のご案内

(上段) 浜松市役所・中区役所 (外観)

(下段) アクトシティ浜松

中区役所は、浜松市役所本館1～2階の一部です。



お問い合わせ

浜松市 中区役所 区振興課

所在地： 〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

電話： 053-457-2210 FAX： 053-457-2776

E-mail： c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

ホームページURL： <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ward/nakaku/>